香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

香川県知事　　真　　鍋　　武　　紀

香川県規則第30号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表１（第２条、第６条関係）

出先機関及び代決者

出先機関名		代決者 第１順位	代決者 第２順位
政策部	略		
	香川県立ミュージアム	略	総務課長（瀬戸内海歴史民俗資料館の事務については瀬戸内海歴史民俗資料館長、香川県文化会館の事務については香川県文化会館長）
	略		
総務部	略		
	香川県自治研修所	略	
	略		
略			
健康福祉部	略		
	香川県小豆保健	略	健康福祉課長

改正前

別表１（第２条、第６条関係）

出先機関及び代決者

出先機関名		代決者 第１順位	代決者 第２順位
政策部	略		
	香川県歴史博物館	副館長	総務課長
	香川県文化会館	次長	総務課長
	略		
総務部	略		
	香川県自治研修所	略	
	香川県消費生活センター	次長	
	略		
略			
健康福祉部	略		
	香川県小豆保健	主管課長	生活福祉課長

	所		
	略		
略			
農政水産部	略		
	香川県東部家畜保健衛生所	次長	病性鑑定室の事務については室長、その他の事務については主管課長
	略		
略			

	所		
	略		
略			
農政水産部	略		
	香川県東部家畜保健衛生所	病性鑑定室の事務については室長、その他の事務については主管課長	あらかじめ所長が指定する職員
	略		
略			

別表２（第３条、第４条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
１～６　略				
７　財務関係事務	(１)～(19)　略			
	(20)　行政財産の使用許可期間を更新すること（(19)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(21)　行政財産の使用許可事項の変更を承認すること（(19)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(22)　行政財産の使用料を減免すること（(19)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(23)　略			
	(24)　公有財産の貸付期間を更新すること（(23)の貸付けに係るものに限る。）。	○	○	
	(25)　公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(23)の貸付けに係るものに限る。）。	○	○	
	備考 １　所の場合に限る。ただし、(７)の事項については所以外の出先機関の長に、(５)及び(７)の事項については次に掲げる場、分場、センター及び支所の長について適用する。 (１)～(６)　略 ２・３　略			

別表２（第３条、第４条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
１～６　略				
７　財務関係事務	(１)～(19)　略			
	(20)　行政財産の使用許可期間を更新すること（(18)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(21)　行政財産の使用許可事項の変更を承認すること（(18)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(22)　行政財産の使用料を減免すること（(18)の許可に係るものに限る。）。	○	○	
	(23)　略			
	(24)　公有財産の貸付期間を更新すること（(22)の貸付けに係るものに限る。）。	○	○	
	(25)　公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(22)の貸付けに係るものに限る。）。	○	○	
	備考 １　所の場合に限る。ただし、(６)の事項については所以外の出先機関の長に、(４)及び(６)の事項については次に掲げる場、分場、センター及び支所の長について適用する。 (１)～(６)　略 ２・３　略			

別表３（第３条、第４条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事　　項	所長等委　任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課　略						
税務課	１　略					
	２　納税貯蓄組合法関係事務 略	略				
	３　会計規則関係事務 規…香川県会計規則	（１）　小切手等の償還請求による支出を決定すること（地方税法の規定に基づく徴収金に係るものに限る。）。（規66条の３第４項、98条）	○	○		
環境管理室	１～４　略					
	５　生活環境の保全に関する条例関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行規則	（１）　ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条６条１項、規52条）	○	○		
		（２）　一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条７条１項、規52条）	○	○		
		（３）　ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条８条１項、規52条）	○	○		
		（４）　ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条９条）	○	○		
		（５）　ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条10条２項）	○	○		
		（６）　ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条11条、12条３項）	○	○		
		（７）　粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条１項、規52条）	○	○		
		（８）　粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条３項、規52条）	○	○		
		（９）　一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条19条１項、規52条）	○	○		

別表３（第３条、第４条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事　　項	所長等委　任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課　略						
税務課	１　略					
	２　納税貯蓄組合法関係事務 略	略				
環境管理室	１～４　略					
	５　公害防止条例関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 条…香川県公害防止条例 規…香川県公害防止条例施行規則	（１）　ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条16条１項、規36条）	○	○		
		（２）　一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条17条１項、規36条）	○	○		
		（３）　ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条１項、規36条）	○	○		
		（４）　ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条19条）	○	○		
		（５）　ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条20条２項）	○	○		
		（６）　ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条21条、22条３項）	○	○		
		（７）　粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条28条１項、規36条）	○	○		
		（８）　粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条28条３項、規36条）	○	○		
		（９）　一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条29条１項、規36条）	○	○		

		(10) 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条22条）	○	○		
		(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条25条１項、規52条）	○	○		
		(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条26条１項、規52条）	○	○		
		(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条27条１項、規52条）	○	○		
		(14) 排出水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条28条）	○	○		
		(15) 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条29条２項）	○	○		
		(16) 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条34条）	○	○		
		(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。（条83条２項）	○	○		
		(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。（条86条１号・６号）	○	○		
		(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。（条87条１項１号・４号）	○	○		
	６～10　略					
森林整備室	１　略					
	２　補助金交付関係事務	(１)・(２)　略				
		(３)　次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ　略 エ　森林害虫等防除事業	○	○		
生活福祉課～土地改良課　略						
用地管理	１～10　略					
	11　急傾斜地	略				

		(10) 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条32条）	○	○		
		(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条34条１項、規36条）	○	○		
		(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条35条１項、規36条）	○	○		
		(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条36条１項、規36条）	○	○		
		(14) 排出水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条37条）	○	○		
		(15) 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条38条２項）	○	○		
		(16) 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条43条）	○	○		
		(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。（条70条２項）	○	○		
		(18) 特定施設の状況等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定工場等の立入検査をさせること。（条71条１項）	○	○		
	６～10　略					
森林整備室	１　略					
	２　補助金交付関係事務	(１)・(２)　略				
		(３)　次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ　略	○	○		
生活福祉課～土地改良課　略						
用地管理	１～10　略					
	11　急傾斜地	略				

課	の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 略					
	12　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務 法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	（1）　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うこと。（法４条１項）	○	○		
		（2）　基礎調査の結果を関係のある市町の長に通知すること。（法４条２項）	○	○		
		（3）　基礎調査のために、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。（法５条１項）	○		○	
		（4）　基礎調査のための他人の占有する土地の立入りの占有者への通知をすること。（法５条２項）	○		○	
		（5）　基礎調査のため特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとするときに、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴くこと。（法５条６項）	○		○	
		（6）　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定又は指定の解除の際、あらかじめ関係のある市町の長の意見を聴くこと。（法６条３項・６項、８条３項・９項）	○	○		
		（7）　土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している特定開発行為に係る届出を受けること。（法13条１項）	○		○	
		（8）　特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。（法16条１項ただし書・３項）	○			○
		（9）　特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。（法19条）	○			○
		(10)　特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等をす	○	○		

課	の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 略

		ること。（法22条）				
		(11) 相続人等から特定開発行為の許可に基づく地位の承継の届出を受けること。（規11条３項）	○			○
	13 港湾法関係事務 略	略				
	14～21 略					
	22 ため池の保全に関する条例関係事務 略	略				
	23 その他	（１） 河川改修事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。	○	○		

	12 港湾法関係事務 略	略
	13～20 略	
	21 ため池の保全に関する条例関係事務 略	略

別表４（第３条、第４条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

１～４　略

５　県税事務所

関係事務	事　　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
１　略				
２　納税貯蓄組合法関係事務　略	略			
３　会計規則関係事務　規…香川県会計規則	（１）　小切手等の償還請求による支出を決定すること（地方税法の規定に基づく徴収金に係るものに限る。）。（規66条の３第４項、98条）	○	○	

６　略

７　環境保健研究センター

関係事務	事　　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
１　略				
２　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務　法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する	（１）　三種病原体等の所持に関する届出をすること。（法56条の16）	○	○	

別表４（第３条、第４条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

１～４　略

５　県税事務所

関係事務	事　　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
１　略				
２　納税貯蓄組合法関係事務　略	略			

６　略

７　消費生活センター

関係事務	事　　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
１　消費生活条例関係事務　条…香川県消費生活条例	（１）　消費者に対し、不当な取引行為を行っていると認められる事業者の氏名その他必要な情報（事業者の所在が明確でないものに限る。）を提供すること。（条20条）	○	○	
	（２）　消費者苦情の内容を調査し、必要な措置を講ずること。（条27条１項）	○	○	
	（３）　事業者等に対し、必要な資料等の提出を求めること。（条27条２項）	○	○	

８　環境保健研究センター

関係事務	事　　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
１　略				
２　大気汚染防止関係事務	（１）　一定の発令基準に基づき、大気汚染物質ごとに事前予報、予報、注意報、警報若しくは重大警報を発令し、又はその解除を行うこと。		○	

法律				
3　略				

8　略

9　林業事務所

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分 所長等	課長等
1・2　略				
3　補助金交付関係事務	(1)・(2)　略			
	(3)　次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ　略 エ　森林害虫等防除事業	○	○	

10　保健福祉事務所

課名	関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分 所長等	課長等
略					
環境管理室	1～4　略				
	5　生活環境の保全に関する条例関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の	(1)　ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条6条1項、規52条）	○	○	
		(2)　一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条7条1項、規52条）	○	○	
		(3)　ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条8条1項、規52条）	○	○	
		(4)　ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条9条）	○	○	
		(5)　ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条10条2項）	○	○	
		(6)　ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条11条、12条3項）	○	○	
		(7)　粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規52条）	○	○	
		(8)　粉じん発生施設の構造等の変更の届出	○	○	

3　略				

9　略

10　林業事務所

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分 所長等	課長等
1・2　略				
3　補助金交付関係事務	(1)・(2)　略			
	(3)　次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ　略	○	○	

11　保健福祉事務所

課名	関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分 所長等	課長等
略					
環境管理室	1～4　略				
	5　公害防止条例関係事務（県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。） 条…香川県公害防止条例 規…香川県公害防止条例施行規則	(1)　ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条16条1項、規36条）	○	○	
		(2)　一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条17条1項、規36条）	○	○	
		(3)　ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条1項、規36条）	○	○	
		(4)　ばい煙排出者に対し、ばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条19条）	○	○	
		(5)　ばい煙発生施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条20条2項）	○	○	
		(6)　ばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条21条、22条3項）	○	○	
		(7)　粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条28条1項、規36条）	○	○	
		(8)　粉じん発生施設の構造等の変更の届	○	○	

保全に関する条例施行規則	を受け、及びその受理書を交付すること。（条18条３項、規52条）		
	（9） 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条19条１項、規52条）	○	○	
	（10） 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条22条）	○	○	
	（11） 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条25条１項、規52条）	○	○	
	（12） 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条26条１項、規52条）	○	○	
	（13） 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条27条１項、規52条）	○	○	
	（14） 排出水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条28条）	○	○	
	（15） 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条29条２項）	○	○	
	（16） 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条34条）	○	○	
	（17） 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。（条83条２項）	○	○	
	（18） 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。（条86条１号・６号）	○	○	
	（19） 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。（条87条１項１号・４号）	○	○	
６～10 略				

11 保健所

関係事務	事 項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等

	出を受け、及びその受理書を交付すること。（条28条３項、規36条）			
	（9） 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条29条１項、規36条）	○	○	
	（10） 粉じん発生施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条32条）	○	○	
	（11） 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条34条１項、規36条）	○	○	
	（12） 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条35条１項、規36条）	○	○	
	（13） 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。（条36条１項、規36条）	○	○	
	（14） 排出水を排出する者に対し、汚水等排出施設の構造等に関する計画の変更等を命ずること。（条37条）	○	○	
	（15） 汚水等排出施設の設置等の制限期間を短縮すること。（条38条２項）	○	○	
	（16） 汚水等排出施設の設置者の氏名等の変更等又は当該施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受けること。（条43条）	○	○	
	（17） 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。（条70条２項）	○	○	
	（18） 特定施設の状況等必要な事項の報告を求め、又は当該職員に特定工場等の立入検査をさせること。（条71条１項）	○	○	
６～10 略				

12 保健所

関係事務	事 項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等

1～5　略				
6　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1)～(18)　略			
	(19)　三種病原体等の所持に関する届出をすること。（法56条の16）	○	○	
7～20　略				
21　薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行令 省…薬事法施行規則 規…薬事法施行細則	(1)～(28)			
	(29)　薬局（一般販売業）外実務従事許可証を交付し、又は薬局（一般販売業）外実務従事廃止届を受けること。（規17条2項・3項）	○		○
22　略				
23　温泉法関係事務 法…温泉法	(1)　温泉を公共の浴用等に供することを許可すること。（法15条1項）	○	○	
	(2)　温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割について承認すること。（法16条1項）	○	○	
	(3)　温泉の利用の許可を受けた者の相続について承認すること。（法17条1項）	○	○	
	(4)　温泉の成分等の掲示の内容の届出を受け、又は変更すべきことを命ずること。（法18条4項・5項）	○	○	
	(5)　温泉の利用の許可を取り消すこと。（法31条1項）	○	○	
	(6)　温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、温泉の利用の制限等を命ずること。（法31条2項）	○	○	
	(7)　温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、報告を求めること。（法34条1項）	○	○	
	(8)　当該職員に温泉の採取の場所又は温泉利用施設の立入検査等をさせること。（法35条1項）	○	○	
24～27　略				

1～5　略				
6　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1)～(18)　略			
7～20　略				
21　薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行令 省…薬事法施行規則 規…薬事法施行細則	(1)～(28)			
	(29)　薬局（一般販売業）外実務従事許可証を交付し、又は薬局（一般販売業）外実務従事廃止届を受けること。（規13条2項・3項）	○		○
	(30)　特例販売業取扱い品目追加（変更）許可証を交付すること。（規19条）	○	○	
22　略				
23　温泉法関係事務 法…温泉法	(1)　温泉を公共の浴用等に供することを許可すること。（法13条1項）	○	○	
	(2)　温泉の成分等の掲示の内容の届出を受け、又は変更すべきことを命ずること。（法14条3項・4項）	○	○	
	(3)　温泉の利用の許可を取り消すこと。（法27条1項）	○	○	
	(4)　温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、温泉の利用の制限等を命ずること。（法27条2項）	○	○	
	(5)　温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対し、報告を求めること。（法30条1項）	○	○	
	(6)　当該職員に温泉の採取の場所又は温泉利用施設の立入検査等をさせること。（法31条1項）	○	○	
24～27　略				

28　動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 法…動物の愛護及び管理に関する法律 略	（1）～（4）　略			
	（5）　動物取扱責任者研修を実施すること。（法22条３項）	○	○	
	（6）～（33）　略			
29・30　略				

12　子ども女性相談センター

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　児童福祉法関係事務 略	略			
2　児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	（1）　児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭を求め、児童委員等に必要な調査又は質問をさせること。（法８条の２第１項、法９条の２第１項）	○	○	
	（2）　児童の保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容等について書面により告知すること。（法８条の２第２項、法９条の２第２項）	○	○	
	（3）　児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。（法９条１項）	○	○	
	（4）　児童の福祉に関する事務に従事する職員に、裁判官が発する許可状により児童の住所等に臨検させ、若しくは児童を捜索させ、又は必要な調査若しくは質問をさせること。（法９条の３第１項・２項）	○	○	
	（5）　地方裁判所等に児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を提出すること（法９条の３第３項）	○	○	
	（6）　裁判官が発する許可状を児童の福祉に従事する職員に交付すること（法９条の３第５項）	○	○	
	（7）　児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。（法13条の４）	○	○	

13　子ども女性相談センター西部子ども相談センター

28　動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 法…動物の愛護及び管理に関する法律 略	（1）～（4）　略			
	（5）～（32）　略			
29・30　略				

13　子ども女性相談センター

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　児童福祉法関係事務 略	略			

14　子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　児童福祉法関係事務 略	略			
2　児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)　児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭を求め、児童委員等に必要な調査又は質問をさせること。（法８条の２第１項、法９条の２第１項）	○	○	
	(2)　児童の保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容等について書面により告知すること。（法８条の２第２項、法９条の２第２項）	○	○	
	(3)　児童委員等に児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること。（法９条１項）	○	○	
	(4)　児童の福祉に関する事務に従事する職員に、裁判官が発する許可状により児童の住所等に臨検させ、若しくは児童を捜索させ、又は必要な調査若しくは質問をさせること。（法９条の３第１項・２項）	○	○	
	(5)　地方裁判所等に児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を提出すること（法９条の３第３項）	○	○	
	(6)　裁判官が発する許可状を児童の福祉に従事する職員に交付すること（法９条の３第５項）	○	○	
	(7)　児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。（法13条の４）	○	○	

14　障害福祉相談所

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法	(1)～(5)　略			
	(6)　身体障害者手帳の返還を命ずること。（法16条２項）		○	
2　略				
3　児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 省…児童福祉	(1)　施設給付決定保護者又は指定知的障害児施設等に対し、障害児施設給付費を支給し、又は支払うこと。（法24条の２第１項、24条の３第８項・10項、63条の３の２）		○	

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　児童福祉法関係事務 略	略			

15　障害福祉相談所

関係事務	事　　項	所長等委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法	(1)～(5)　略			
	(6)　身体障害者手帳の返還を命ずること。（法16条２項）	○	○	
2　略				
3　児童福祉法関係事務 法…児童福祉法	(1)　施設給付決定保護者又は指定知的障害児施設等に対し、障害児施設給付費を支給し、又は支払うこと。（法24条の２第１項、24条の３第８項、63条の３の２）		○	

法施行規則 規…児童福祉法施行細則	(2)・(3)　略			
	(4)　施設給付決定を取り消し、施設受給者証の返還を求めること。（法24条の４第１項・２項）		○	
	(5)～(8)　略			
	(9)　施設受給者証の再交付をすること。（省25条の７第９項）		○	
	(10)　施設受給者証の記載事項の変更の届出を受けること。（規７条の３第２項）		○	
4　発達障害者支援法関係事務 法…発達障害者支援法	(1)　略			
5　略				

15～17　略

18　食肉衛生検査所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～3　略				
4　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務 略	略			
5　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1)　三種病原体等の所持に関する届出をすること。（法56条の16）	○	○	

	(2)・(3)　略			
	(4)　施設給付決定を取り消すこと。（法24条の４第１項）		○	
	(5)～(8)　略			
4　発達障害者支援法関係事務 法…発達障害者支援法	(1)　略			
	(2)　発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。（法14条１項１号）	○	○	
	(3)　発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。（法14条１項２号）	○	○	
	(4)　発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。（法14条１項３号）	○	○	
	(5)　発達障害に関して、連絡調整を行うこと。（法14条１項４号）	○	○	
5　略				

16～18　略

19　食肉衛生検査所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～3　略				
4　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係事務 略	略			

19　産業技術センター

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　使用料、手使数料条例関係事務 条…香川県使用料、手数料条例	（1）　略			
	（2）　使用料及び手数料を減免すること。（条別表第1第1表2（13）・（14）、第2表375・376）	○	○	
2　略				

20～27　略

28　家畜保健衛生所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6　略				
7　牛海綿状脳症対策特別措置法関係事務 略	略			
8　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	（1）　三種病原体等の所持に関する届出をすること。（法56条の16）	○	○	

29・30　略

31　土木事務所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～11　略				
12　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 略	略			

20　産業技術センター

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1　使用料、手数料条例関係事務 条…香川県使用料、手数料条例	（1）　略			
2　略				

21～28　略

29　家畜保健衛生所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～6　略				
7　牛海綿状脳症対策特別措置法関係事務 略	略			

30・31　略

32　土木事務所

関係事務	事　　　項	所長等委　任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～11　略				
12　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係事務 略	略			

13 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律関係事務 法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 規…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則	（1） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査を行うこと。（法4条1項）	○	○	
	（2） 基礎調査の結果を関係のある市町の長に通知すること。（法4条2項）	○	○	
	（3） 基礎調査のために、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。（法5条1項）	○	○	
	（4） 基礎調査のための他人の占有する土地の立入りの占有者への通知をすること。（法5条2項）	○	○	
	（5） 基礎調査のため特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとするときに、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴くこと。（法5条6項）	○	○	
	（6） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定又は指定の解除の際、あらかじめ関係のある市町の長の意見を聴くこと。（法6条3項・6項、8条3項・9項）	○	○	
	（7） 土砂災害特別警戒区域の指定をする際に、当該区域内において既に着手している特定開発行為に係る届出を受けること。（法13条1項）	○	○	
	（8） 特定開発行為の許可に係る事項の変更の届出を受けること。（法16条1項ただし書・3項）	○		○
	（9） 特定開発行為の許可に係る対策工事等の廃止の届出を受けること。（法19条）	○		○
	（10） 特定開発行為の許可を受けた者から報告等を求め、又は助言等をすること。（法22条）	○	○	
	（11） 相続人等から特定開発行為の許可に基づく地位の承継の届出を受けること。（規11条3項）	○		○
14 港湾法関係事務 略	略			
15～23 略				
24 その他	（1） 略			

13 港湾法関係事務 略	略
14～22 略	
23 その他	（1） 略

	(2) 河川改修事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。	○	○			

32 略

33 略

附 則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。